# **News Release**



## 株式会社日本格付研究所

23-D-0725 2023 年 9 月 29 日

# 三井住友信託銀行株式会社が実施する イオンモール株式会社に対する ポジティブ・インパクト評価に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所(JCR)は、三井住友信託銀行株式会社がイオンモール株式会社に実施するポジティブ・インパクト評価に対し、第三者意見書を提出しました。

## <要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社がイオンモール株式会社(イオンモール)に実施するポジティブ・インパクト評価(本 PI 評価)に対して、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が策定した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」(モデル・フレームワーク)への適合性、並びに環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォース(PIF TF)が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所(JCR)は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等について確認を行った。なお、本第三者意見は 2023 年 9 月 29 日付の本 PI 評価を対象としており、有効期限は本 PI 評価に準じる。

#### (1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト

イオンモールは、イオングループのディベロッパー事業を担う中核企業で、ショッピングモールの開発および運営を行っている。海外でも中国、ベトナム、インドネシアおよびカンボジアで34モールを展開しており、店舗網が着実に拡大している。徐々にではあるが海外事業の構成比が上昇している。営業利益をみると国内事業が中核であることに変わりはないが、海外事業も利益貢献を果たしている。イオンモールは、『イオンモールは、地域とともに「暮らしの未来」をつくる Life Design Developerです。』という経営理念を掲げている。この経営理念のもと、企業市民として、持続的な社会の実現に向けて、地域・社会に貢献・活性化する取り組みを「ハートフル・サステナブル」と定義している。イオングループ全体のサステナビリティ方針の大きな方向性を踏まえつつ、ハートフル・サステナブルに基づく企業活動と密接な関わりを持つ課題について、5分野10項目のマテリアリティとして選定、それに基づいて10の KGI (2050年のありたい姿)と KPI (2030年までの行動指標)を設定し全社で課題を共有し一体となって解決に取り組んでいる。

本 PI 評価では、イオンモールの事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社のサステナビリティ活動も踏まえ、インパクト領域につき特定のうえ「①地域・社会インフラ開発」、「②地域環境への影響が限りなくゼロに近い社会実現にむけて」、「③ダイバーシティ・働き方改革」、「④人権の尊重」の 4 項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対して KPI が設定された。インパクト①~④は、いずれも同社のマテリアリティの 10 項目に係るものであり、インパクト①は持続可能かつレジリエントなインフラ開発、インパクト②は気候変動・地球温暖化、生物多様性・資源の保護、持続可能かつレジリエントなインフラ開発、生産消費形態、インパクト③は健康と福祉、多様性・働き方、④は人権である。今後、これら 4 項目のインパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが



実施される予定である。

JCR は、本 PI 評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びイオンモールのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本 PI 評価におけるモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本 PI 評価において、持続可能な開発目標(SDGs)に係る三側面(環境・社会・経済)を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析(インパクトの特定・評価・モニタリング)が、十分に活用されていると評価している。

(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びにイオンモールに対する PI 評価について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本 PI 評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

\*詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



## 第三者意見

評価対象:三井住友信託銀行株式会社のイオンモール株式会社に対する ポジティブ・インパクト評価

> 2023 年 9 月 29 日 株式会社 日本格付研究所



## 目次

<要	約>	3 -
I.	第三者意見の位置づけと目的	5 -
II.	第三者意見の概要	5 -
Ш.	本 PI 評価の合理性等について	6 -
1.	イオンモールのサステナビリティ活動の概要	6 -
	l-1. 事業概要	6 -
	1-2. サステナビリティに関する体制及び運営方法	8 -
2.	インパクト特定の適切性評価	13 -
:	2-1. インパクト特定の概要	13 -
2	2-2. JCR による評価	16 -
3.	KPI の適切性評価及びインパクト評価	18 -
;	3-1. KPI 設定の概要	18 -
	3-2. JCR による評価	36 -
4.	モニタリング方針の適切性評価	39 -
5.	モデル・フレームワークの活用状況評価	39 -
IV.	PIF 原則に対する準拠性等について	40 -
1.	PIF 第 1 原則 定義	40 -
2.	PIF 第 2 原則 フレームワーク	41 -
3.	PIF 第 3 原則 透明性	42 -
4.	PIF 第 4 原則 評価	42 -
5.	インパクトファイナンスの基本的考え方	43 -
V.	結論	43 -



#### <要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社がイオンモール株式会社(イオンモール)に実施するポジティブ・インパクト評価(本 PI 評価)に対して、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が策定した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」(モデル・フレームワーク)への適合性、並びに環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォース(PIF TF)が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所(JCR)は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等について確認を行った。なお、本第三者意見は 2023 年 9 月 29 日付の本 PI 評価を対象としており、有効期限は本 PI 評価に準じる。

#### (1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト

イオンモールは、イオングループのディベロッパー事業を担う中核企業で、ショッピングモールの開発および運営を行っている。海外でも中国、ベトナム、インドネシアおよびカンボジアで 34 モールを展開しており、店舗網が着実に拡大している。徐々にではあるが海外事業の構成比が上昇している。営業利益をみると国内事業が中核であることに変わりはないが、海外事業も利益貢献を果たしている。

イオンモールは、『イオンモールは、地域とともに「暮らしの未来」をつくる Life Design Developer です。』という経営理念を掲げている。この経営理念のもと、企業市民として、持続的な社会の実現に向けて、地域・社会に貢献・活性化する取り組みを「ハートフル・サステナブル」と定義している。イオングループ全体のサステナビリティ方針の大きな方向性を踏まえつつ、ハートフル・サステナブルに基づく企業活動と密接な関わりを持つ課題について、5分野10項目のマテリアリティとして選定、それに基づいて10のKGI(2050年のありたい姿)と KPI(2030年までの行動指標)を設定し全社で課題を共有し一体となって解決に取り組んでいる。

本 PI 評価では、イオンモールの事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社のサステナビリティ活動も踏まえ、インパクト領域につき特定のうえ「①地域・社会インフラ開発」、「②地域環境への影響が限りなくゼロに近い社会実現にむけて」、「③ダイバーシティ・働き方改革」、「④人権の尊重」の4項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対してKPIが設定された。インパクト①~④は、いずれも同社のマテリアリティの10項目に係るものであり、インパクト①は持続可能かつレジリエントなインフラ開発、インパクト②は気候変動・地球温暖化、生物多様性・資源の保護、持続可能かつレジリエントなインフラ開発、生産消費形態、インパクト③は健康と福祉、多様性・働き方、④は人権である。今後、これら4項目のインパクトに係る上記KPI等に対して、モニタリングが実施される予定である。



JCR は、本 PI 評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びイオンモールのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本 PI 評価におけるモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本 PI 評価において、持続可能な開発目標(SDGs)に係る三側面(環境・社会・経済)を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析(インパクトの特定・評価・モニタリング)が、十分に活用されていると評価している。

(2)三井住友信託銀行のPIF 評価フレームワーク及び本PI 評価のPIF 原則に対する準拠性等 JCR は、三井住友信託銀行のPIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備 状況、並びにイオンモールに対するPI 評価について確認した結果、PIF 原則における全ての 要件に準拠していると評価している。また、本PI 評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。



#### I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、三井住友信託銀行がイオンモールに実施する PI 評価に対して、UNEP FI の策定した PIF 原則及びモデル・フレームワーク、並びに PIF TF の纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に沿って第三者評価を行った。本 PI 評価は、三井住友信託銀行及び三井住友信託銀行の承諾を得た他の金融機関が、イオンモールに対し PIF として実施する複数のファイナンスで参照することが想定されている。 PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は4つの原則からなる。第1原則は、SDGs に資する三つの柱(環境・社会・経済)に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、PIF商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等を確認し、本 PI 評価の PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性、並びに「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性について確認することを目的とする。

#### Ⅱ. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三井住友信託銀行がイオンモールに対して 2023 年 9 月 29 日付で実施する PI 評価への意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<本 PI 評価の合理性等について>

- 1. イオンモールのサステナビリティ活動の概要
- 2. インパクト特定の適切性評価
- 3. KPI の適切性評価及びインパクト評価
- 4. モニタリング方針の適切性評価
- 5. モデル・フレームワークの活用状況評価

<PIF 原則に対する準拠性等について>

- 1. 三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況 が PIF 原則に準拠しているか
- 2. 三井住友信託銀行が定めた社内規程に従い、イオンモールに対する PI 評価を適切に実施できているか



#### III. 本 PI 評価の合理性等について

本項では、本 PI 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析(インパクトの特定・評価・モニタリング)の活用状況と、本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト (①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性) について確認する。

#### 1. イオンモールのサステナビリティ活動の概要

#### 1-1. 事業概要

イオンモールは、イオングループのディベロッパー事業を担う中核企業として大型ショッピングモールの開発及び管理・運営を担っており、日本全国に加え、中国、アセアン(ベトナム、カンボジア、インドネシア等)において約 200 施設を展開している。

図表 1 同社の事業概要1

セグメント	事業内容
ディベロッパー事業	大規模地域開発及びショッピングモール開発と運営
その他事業	ショッピングセンター事業等

同社は、「お客さま第一」を基本理念、『イオンモールは、地域とともに「暮らしの未来」をつくる Life Design Developer です。』を経営理念とし、経営理念の実現とさらなる事業成長を遂げるため、長期ビジョンとして 2025 年度にめざす姿を定めている。長期ビジョンの下、2023年度を初年度とする中期経営計画(2023~2025 年度)を策定し、これまで成長施策として推進してきた ESG 経営のさらなる進化を図るべく、「国内外におけるリージョナルシフトの推進」「ヘルス&ウエルネスプラットフォームの創造」を取組方針とし、持続的な成長を目指している。顧客のみならず地域にとっても「しあわせ」が生まれる場所「ハピネスモール」実現のため、全社を挙げて取り組んでいる。

-

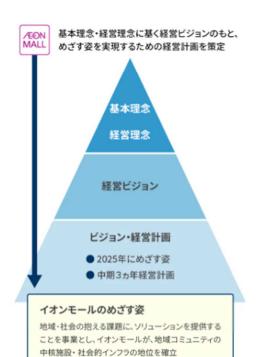
<sup>1</sup> 有価証券報告書(2023年2月期)



#### 図表 2 同社理念2

#### お客さま第一をすべての基本に、

"暮らしの未来"をデザインするLife Design Developerとして事業を拡大し、コミュニティの中核となるインフラの地位を確立することをめざしています。



#### 基本理念

お客さま第一

#### 经类理的

イオンモールは、地域とともに「暮らしの未来」をつくる Life Desi gn Developer です。

#### **%Life Design:**

商業施設の枠組みを越えて、一人ひとりのライフステージを見据えたさまざまな機能拡充を行い、ショッピングだけでなく、人との出逢いや文化育成なども含めた"暮らしの未来"をデザインすること。

#### 経営ビジョン

アジア50億人の心を動かす企業へ

- 私たちは、一人ひとりがLife Design Producerとして、商業施設の枠組みを越え、新たな「暮らし」を創造する事業領域を拓き、成長し続けます。
- 私たちは、パートナーとともに、地域の魅力を磨きつづける究極のローカライズに挑戦します。
- 私たちは、世界中の拠点をはじめとする全ての資産を活かし、永続的に 発展することで、強い財務体質と強固な事業基盤を構築します。
- 私たちは、革新し続けるプロフェッショナル集団です。
- 私たちは、お客さまに徹底して寄り添い、生涯わすれえない思い出となる 最良の体験を共有します。

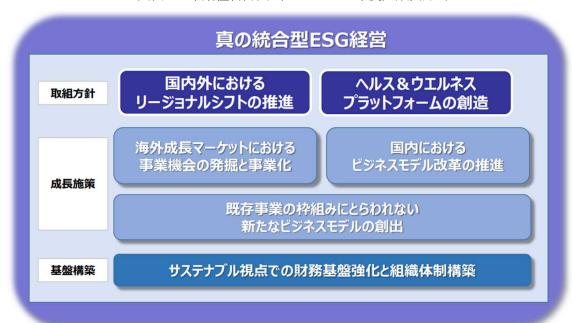
図表 3 2025 年にめざす姿3

1.国内モール単一の利益創出でなく、複数の事業からなるポートフォリオの構築をめざす。
 2.連結営業利益850億円、グローバル商業ディベロッパートップクラスの水準をめざす。
 850億円
 3.国内モールは増床・リニューアルを積極的に行い、各エリアで圧倒的な地域No.1モールへの進化を図る。
 4.海外の成長マーケットを獲得し、海外事業は50モール体制、営業利益270億円(利益率20%)をめざす。
 50モール 270億円

2 出典:同社ホームページ 3 出典:同社ホームページ



図表 4 中期経営計画(2023~2025年度)成長方針4



#### 1-2. サステナビリティに関する体制及び運営方法

(1) サステナビリティに関する方針と組織体制

イオンモールでは、イオングループにおける「イオンサステナビリティ基本方針」に則り、 ESG 経営を推進している。

代表取締役社長を委員長、社内取締役及び常勤監査役をメンバーとする「ESG 推進委員会」を経営会議の下部組織として設置、隔月の頻度で開催し、気候変動への対応や人権尊重への取り組み等、社長の諮問に応じて協議、助言または答申を行っている。また、ESG 推進委員会での方針または答申の具体策の検討・議論を行うことを目的に ESG 推進分科会を設置している。ESG 推進員会、ESG 推進分科会における審議内容は取締役会に報告されるほか、気候変動課題等の重要な課題は取締役会において議論を行っている。

図表 5 サステナビリティ基本方針5

当社は、イオングループにおけるサステナビリティ基本方針に則り、ESG経営を推進しています。また、「イオンサステナビリティ基本方針」に基づき、「イオンモール株式会社環境方針」を作成しています。

#### イオンサステナビリティ基本方針

私たちイオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念のもと、 「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指します。取り組みにあたっては、「環境」「社会」の 両側面で、グローバルに考え、それぞれの地域に根ざした活動を、多くのステークホルダーの皆さまとともに積 極的に推進してまいります。

-

<sup>4</sup> 出典:同社中期経営計画(2023~2025年度)

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 出典: ESG DATABOOK 2022



代表取締役社長 ESG推進委員会 リスク管理委員会 コンプライアンス委員会 【新設】戦略部 ESG推進グループ ESG推進分科会 一人ひとりが自ら考え行動していく 中で、各本部の取り組みをつなぐとと もに企業価値の向上をめざします。 ・コンプライアンス推進・イオン行動規範 ・リスク情報分析 代表取締役計長への意見具申 ・リスク回避のための継続的活動 ・リスクマネジメント方針の審議 地域・社会 インフラ開発(E) 責任あるビジネスの 推進(S・G) 重要課題(マテリアリティ)の 社内浸透・推進 地域とのつながり(S) 環境(E) ESG情報開示 働き方改革(S) ・人権デュー・ディリジェンスの設定・導入 ・持続可能な取引のため のガイドラインの策定 ・環境法令順守 ・脱炭素ビジョン達成の 取り組み推進 ・ダイパーシティ ・防災拠点としての ・認知症サポーター モールづくり 生活の質を高める 取り組み推進
・EV充電器設置拡大
・脱プラスチックの取り 組み推進
・資源循環(サーキュラー ・ダイパーシティ・健康経営

図表 6 サステナビリティ推進体制6

#### (2) サステナビリティに関するマテリアリティ

・生物多様性保全

イオンモールは、ステークホルダー及び自社にとっての重要度を評価し、重要なマテリアリティ5分野 10項目を特定している。マテリアリティ特定にあたっては、同業他社の重要課題や ESG 評価機関の評価項目をもとに検討すべき社会課題を洗い出し、ステークホルダー及び当社における重要度を評価した上で、社外取締役が独立した立場からマテリアリティ分析のプロセス及び結果の妥当性を検討した上で、CSR会議(現在の ESG 推進員会)にて承認を行った。

マテリアリティに対する具体的な活動を推進する為、2030年までに達成すべき具体的な KPI を設定し、戦略部 ESG 推進グループを新設し組織体制を強化するとともに、ESG アワードの新設や個人目標に ESG 視点に基づく目標を設定(目標ウェイト 30%以上)する等、従業員一人ひとりの意識を高め、マテリアリティに対する取り組みについて社内浸透を図っている。

- 9 -

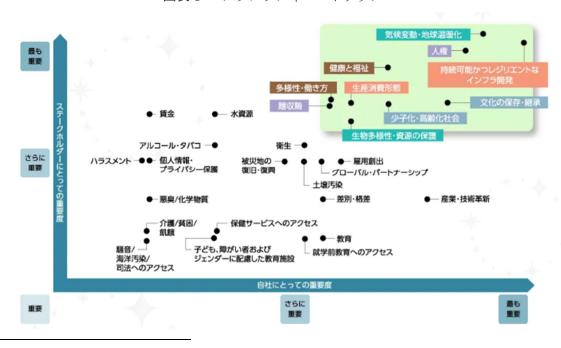
<sup>6</sup> 出典:INTEGRATED REPORT 2022



#### 図表7マテリアリティ分析プロセス7

Step 1 テーマの特定	マテリアリティ分析の実施にあたり、DJSI*1やFTSE*2のような評価項目、GRI、同業他社の重要課題などを参考に検討すべき社会課題を洗い出しました。 イオンモールグループは、国内外で事業を展開していることから、SDGsと日本特有の社会課題を考慮し、テーマを34項目に整理しました。  *1 米国のS&P Dow Jones Indices社とスイスのRobecoSAM社が共同で選んだサステナビリティ技式指標。  *2 FTSEは英国ロンドンに拠点を置き、株価指数の算出・管理を行っている。
Step 2	SASB*などの各種ガイドラインやESG評価機関の評価項目を活用し、ステークホルダーにとっての重要度を評価しました。
ステークホルダーに とっての重要度	※ 米国サステナビリティ会計基準審議会
Step 3 自社にとっての重要度	自社にとっての重要度を把握するため、経営理念や中期経営計画を活用し整理しました。
The second secon	
Step 4	イオンモールグループの事業の特性を考慮し、社外取締役が独立した立場から妥当性(マテリアリティ分析プロセスおよび結果)を検討しました。 その意見を踏まえ、グループ全体のマテリアリティを修正し、CSR会議®で承認しました。
妥当性の確認	※ 地域に密着した事業を営むイオンモールでは、地域の社会課題を解決することもまた事業上の 使命であると考え、グループのめざす姿でもある「CSRと事業が一体化した経営、CSV (Creating Shared Value) へ」の実現へ向けて、社長を議長とする「イオンモールCSR会議」を毎月開催。重 要課題である「E環境課題」「S 社会課題」「G ガバナンスの強化」「C コミュニケーション」の4分野 を中心に、取り組みの内容や現状の課題などを議論しています。

図表8 マテリアリティ・マトリックス8



7 出典:同社ホームページ 8 出典:同社ホームページ



図表9 マテリアリティ9

	重要課題(マテリアリティ)	2030年にめざす姿(KPI)	2050年にめざす姿(KGI)
地域・ 社会インフラ 開発	持続可能かつ レジリエントな インフラ開発	<ul><li>①BCP体制の強化策としての 国内全モール防災拠点化</li><li>②地方自治体との防災協定締結割合</li></ul>	地域の方が常に安全・安心を 感じることのできる社会
	生産消費形態	①エシカル消費の推進 グリーン(購入率 ②脱プラスチックの取り組み推進	適切な生産消費により 地球環境への影響が 限りなくゼロに近い社会
地域とのつながり	文化の保存・継承	伝統・文化イベントの積極的開催と 海外含む他地域への展開	文化継承のブラットフォームが 構築されている社会
€	少子化• 高齡化社会	①子ども向けサービスの充実 ②認知症サポーター数	キッズ、シニア含む すべての人が快適に暮らせる社会
環境	気候変動- 地球温暖化	①EV充電総設置の拡大 EV充電総設置台数 ②再生可能エネルギー側出による 年間CO:排出置総 量35%削減 ③地域住民、専門店向け環境啓発取り組みの強化 ④eco検定の取得率100%	①脱炭素が連成された社会 ②地域全体で 環境配慮に取り組む社会
	生物多様性。 資源の保護	<ul><li>①ABINC認証 (いきもの共生事業所)の 取得モール数</li><li>②リサイクル率70%の達成 ※サーマルリサイクル除く</li></ul>	環境に配慮し 自然と調和した社会
ダイパーシティ・ 働き方改革	健康と福祉	健康的なライフスタイルの提案	すべての方が心身ともに 健康でいられる社会
iŤi	多様性・働き方	①女性管理職比率 ②男性育児休暇取得率100% ③プローパルで活躍する人材育成の推進	人種、国籍、年齢、性別、 場所にかかわらずすべての人に 均等な機会が与えられている社会
	人権	①人権デュー・ディリジェンスの プロセスの設定・導入 ②人権教育研修100%受講	すべての人に対して 人権が尊重されている社会
責任ある ビジネスの推進	贈収賄	<ul><li>①慰豬防止基本規則の遵守に向けた 贈豬教育・啓発の実施</li><li>②就業規則内、収縮防止条項の継続的遵守</li><li>③慰豬防止基本規則の 遵守体制の継続的な見直しと 贈豬防止基本規則の遵守状況の 年1回以上の代表取締役社長への 報告および是正の徹底</li></ul>	インシデント発生件数0件

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 出典:ESG DATABOOK 2022

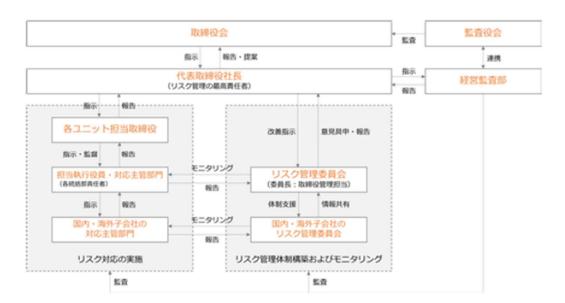


#### (3) 社会・環境に及ぼすリスクに対する方針・管理体制

イオンモールは、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長、各ユニットの責任者を担当取締役、各ユニット配下の各統括部の責任者を担当執行役員とし、リスクの管理の執行と監督の分離を行うことで、事業の継続と人命の安全を確保するための体制と環境の整備の更なる強化を図っている。また、危機の未然防止及び危機発生時の被害最小化を目的とした「経営危機管理規則」を策定し、リスクの減少及び被害の低減に努めている。

同社では、グループ全体のリスク管理運営状況の把握等、取締役管理担当を委員長とするリスク管理委員会を設置、リスク管理委員会は年5回程度開催され、3月に取組方針及び前年度の取組内容を取締役会に報告している。国内外子会社においても国別にリスク管理委員会が設置され、審議内容は同社のリスク管理委員会へ情報共有されている。

リスクの適切な管理の為、リスク項目を特定し、対応主管部門を選定、当該部門によるリスク対策の立案・実施と振り返り、リスク管理委員会や内部監査による執行機関の実施状況のモニタリングを行い、リスク対策の実効性を評価、四半期毎にリスク対策の進捗状況について取締役会に報告している。



図表 10 社会・環境に及ぼすリスクの管理体制10

-

<sup>10</sup> 出典:有価証券報告書(2023年2月期)



#### 2. インパクト特定の適切性評価

#### 2-1. インパクト特定の概要

本 PI 評価では、イオンモールの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、同社のサステナビリティ活動も踏まえてインパクト領域が特定された。

#### (1) セグメント分析

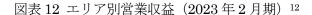
分析にあたっては、同社事業を国際標準産業分類 (ISIC: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities) における「自己所有物件または賃貸物件による不動産業」「料金制または契約制による不動産業」として整理した。

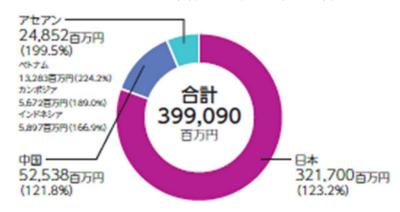
図表 11 セグメント別営業収益 (2023年2月期) 11



#### (2) エリア分析

同社の営業収益におけるエリア別の内訳は以下の通りであり、「日本」「中国」「アセア (ベトナム、カンボジア、インドネシア)」を分析対象とした。





-

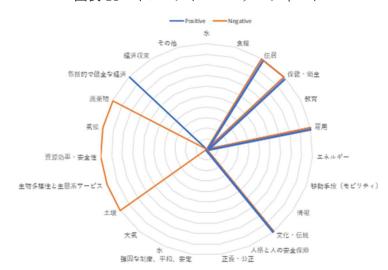
<sup>11</sup> 出典:決算説明会資料(2023年2月期)より三井住友信託銀行作成

<sup>12</sup> 出典:第112 期 定時株主総会 招集ご通知



#### (3) インパクト・レーダーチャート

前述のセグメント及びエリアの観点を踏まえ、UNEPFI の Impact analysis tool を用いて、 特定された同社のインパクト領域は、以下の通りである。



図表 13 インパクト・レーダーチャート13

#### (4) サプライチェーン分析

上記セグメント分析で対象としたイオンモールのセグメントにおけるサプライチェーンは以下の通りである。

社会面でのネガティブ・インパクトとして強制労働、労働条件、労働安全衛生等の「雇用」 や「人権」に関する課題、環境面でのネガティブ・インパクトとしてイオンモール開発時・運 営時の環境負荷(「気候」「生物多様性」「廃棄物」等)が特定される。

これらのネガティブ・インパクトを低減するため、サプライヤーに対し「イオン人権基本方針」「イオンサプライヤー取引行動規範(以下、イオンサプライヤーCoC)」「持続可能な取引のためのガイドライン」等への遵守を要請している。

また、再生可能エネルギー100%店舗の推進やABINC認証(いきもの共生事業所認証)の取得、「サーキュラーモール」の構築等を通じて、環境負荷低減に努めている。

図表 14 常駐しているサプライヤーへの協力受託内容14

- ●当社の環境方針をご理解いただくこと。
- ●当モールの環境保全活動をご理解いただくこと。
- ●当モールの環境目標を達成するため、当社にご協力いただくこと。
- ●委託業務に関連する法規制を遵守すること。
- ■環境事故・環境緊急事態の予防および発生時の対応にご協力いただくこと。
- ●そのほか、当社および当モールの環境保全活動へご協力いただくこと。

<sup>13</sup> 出典: UNEPFI Impact analysis tool を基に三井住友信託銀行作成

<sup>14</sup> 出典: ESG DATABOOK 2022



| 用地取得 | 事務企画 | 用地開発 | 販売賃貸 | 保守管理 | 解体 | 人権 | 原用 | 生物多様性 | 全物多様性 | 全物多様性 | 全物多様性 | 全物多様性 | 全物多様性 | 全物多様性 | 生物多様性 | 全物多様性 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |

図表 15 サプライチェーンの構図15

#### (5) インパクト領域の特定

図表 13 で示したインパクト領域に対し、(4) のサプライチェーン分析を踏まえ、以下を同社のインパクト領域とした。尚、2023 年 8 月時点において住宅開発等は行っていないことから、「住居」を除外している。また、「文化・伝統」のポジティブ・インパクトについては地域の文化・伝統継承のためのイベント開催等を確認しているが、同社の事業内容を踏まえ関連性が低い為、除外している。

インパクト領域 ΡI NI 1x 食糧 住居 保健·衛生 教育 雇用 社会(人間の尊厳と開発に不可欠な 領域での利用可能性、アクセス可能 エネルギー 性、手ごろさ、質) 移動手段(モビリティ) 情報 文化·伝統 人格と人の安全保障 正義·公正 強固な制度、平和、安定 水 大気 土壤 環境(質(物理的・化学的構成・性質) 生物多様性と生態系サービス と環境の有効活用) 資源効率·安全性 気候 経済(環境の制約内で人間のニーズ 包摂的で健全な経済 を満たす手段としての人と社会の経 済的価値創造) 経済収束 人権

図表 16 特定したインパクト領域16

<sup>※</sup>PI: ポジティブ・インパクト、NI: ネガティブ・インパクト

<sup>15</sup> 出典:三井住友信託銀行作成

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 出典:UNEPFI Impact analysis toolを基に三井住友信託銀行作成



#### 2-2. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って以下のとおり確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCRによる確認結果
事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。  関連する市場慣行や基準(例えば国連グローバル・コンパクト10原則等)、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。  CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やフミック	操業エリア・業種・サプライチェーンの観点から、イオンモールの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクト領域が特定されている。  イオンモールは、TCFD提言への賛同表明を行い、それぞれ対応を進めていることが確認されている。  イオンモールの公表している「ESG DATABOOK」、「マテリアリティ」 「INTEGRATED REPORT 2022」等を踏まえ、インパクト領域が特定されている。
制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。  グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置(例えば低中所得国)、経済主体の類型(例えば中小企業)を演繹的に特定する。	まえ、インパクト領域が特定されている。 UNEP FIのインパクト分析ツール、グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則のプロジェクト分類等の活用により、インパクト領域が特定されている。
PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。 持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。	イオンモールは、三井住友信託銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。イオンモールの事業で想定し得る重要なネガティブ・インパクトとして、GHGの排出、人権問題、生物多様性の保全等が特定されている。これらは、同社のマテリアリティ等で抑制すべき対象と認識されている。



#### モデル・フレームワークの確認項目

事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている 意図と実際の行動 (例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動) の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。

#### JCRによる確認結果

三井住友信託銀行は、原則としてイオンモールの公開情報を基にインパクト領域を特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCRは三井住友信託銀行の作成したPI評価書を踏まえてイオンモールにヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。



#### 3. KPI の適切性評価及びインパクト評価

#### 3-1. KPI 設定の概要

本 PI 評価では、上記のインパクト特定及びイオンモールのサステナビリティ活動を踏まえて、以下の 4 項目のインパクトが選定され、それぞれに KPI が設定された。新モール開発時にはデュー・ディリジェンス等の実施を通じて、開発計画が各地域の景観条例等に則しているか確認を実施しており、また、自治体とも連携の上、「文化・伝統」のネガティブ・インパクト(景観への悪影響、地域特性から逸脱した建築物・デザインの採用等)が充分に抑制されていることを確認していることから本評価においては「文化・伝統」のネガティブ・インパクトについてはインパクトテーマの設定外としている。

図表 17 本評価におけるインパクト領域17

インパクト領域 PI NI			NI
水			
	食糧		
	住居		
	保健·衛生	•	•
	教育		
社会(人間の尊厳と開発に不可欠な	雇用	•	•
領域での利用可能性、アクセス可能	エネルギー		
性、手ごろさ、質)	移動手段(モビリティ)		
	情報		
	文化·伝統		
	人格と人の安全保障		
	正義·公正		
	強固な制度、平和、安定		
	水		
	大気		
	土壌		•
環境(質(物理的・化学的構成・性質) と環境の有効活用)	生物多様性と生態系サービス		•
	資源効率·安全性		•
	気候		•
	廃棄物		•
経済(環境の制約内で人間のニーズ を満たす手段としての人と社会の経	包摂的で健全な経済	•	
済的価値創造)	経済収束		
	人権		•

※PI: ポジティブ・インパクト、NI: ネガティブ・インパクト

-

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 出典:UNEPFI Impact analysis toolを基に三井住友信託銀行作成



図表 18 本評価におけるインパクトテーマ18

	インパクトテーマ	インパクト領域	関連する マテリアリティ	関連する SDGs
(1)	地域・社会インフラ開 発	包摂的で健全な経済	持続可能かつレジリ エントなインフラ開 発	11. b
(2)	地域環境への影響が 限りなくゼロに近い 社会実現にむけて	土壌、生物多様性と 生態系サービス、資 源効率・安全性、気 候、廃棄物	気候変動・地球温暖 化、生物多様性・資源の保護、持続可能 かつレジリエントなインフラ開発、生産 消費形態	12. 5 13. 1 15. 1
(3)	ダイバーシティ・働き 方改革	保健・衛生、雇用、 包摂的で健全な経済	健康と福祉、多様 性・働き方	3. 4 5. 5 8. 5
(4)	人権の尊重	雇用、包摂的で健全 な経済、人権	人権	8. 5 8. 8 16. b

18 出典:UNEPFI Impact analysis toolを基に三井住友信託銀行作成



#### (1) 地域・社会インフラ開発

ポジティブ・インパクトの増大

### SDGs との関連性

DACT.	
SDGs 目標	「11. 持続可能な都市」
SDGs ターゲット	11. b

#### インパクト領域

「包摂的で健全な経済」

#### 本テーマが創出するインパクト

地域社会のレジリエンス強化

#### 対応方針、目標及び指標(KPI)

文	対応方針	地域社会の安全・安心対策強化	
	目標	ア. 2030 年までに国内全モールを防災拠点化	
		イ. 国内全モールにおける地方自治体との防災協定締結割合の	
		拡大	
	指標(KPI)	ア. 国内全モールにおける防災拠点化割合、防災拠点化モール	
		数	
		イ. 国内全モールにおける防災協定締結割合、防災協定締結モ	
		ール数(イオン株式会社の包括提携協定・相互協力連携協定を	
		含む)	

#### (i) 対応方針と目標に対する評価、指標(KPI)設定の考え方

イオングループでは、小売業は地域に根ざした産業であり、地域とともに繁栄するものであるとの考えに基づき、各地域の経済発展や雇用創出、環境保全や災害レジリエンス強化への貢献を通じて、地域の人々の豊かなで安全な暮らしと持続可能な地域社会の実現に取り組んでいる。

イオンモールでは、地域行政との「防災協定」締結に基づく協働や店舗の「防災拠点化」により、各地域の防災とレジリエンス強化に寄与している。これらの取り組みを通じた各地域への貢献度は、地域毎の対応状況に差があることから、一律の指標で図ることは難しい。そのため、本評価においてはインパクト創出に繋がる活動(アウトプット)量を示す「防災拠点化割合」「防災拠点化モール数」を指標(KPI)として採用した。尚、防災協定締結はイオン株式会社による地域包括提携協定・相互協力連携協定を含む。

#### (ii) 目標達成に向けた取り組み

#### ア. 2030年までに国内全モールを防災拠点化

2012年より施設における安全・安心対策を強化するため、防災拠点の整備を進め、 2023年2月末時点で43ヶ所(イオングループ合計では66ヶ所)の拠点整備が完了している。尚、防災拠点の整備とは、災害発生時に一時避難場所や救援・救護スペースとして場所の提供や、生活必需品の提供、食品等の物資提供可能な体制の整備に加え、災害直後



より早期に店舗・施設の営業再開を行うための自家発電施設などエネルギー供給体制を確保し、地域の防災拠点として運用することである。また、地震等の被災者の避難スペースとして利用できる緊急避難用大型テント「バルーンシェルター」の配備を進め 2023 年 2 月末現在、29 ヶ所に配備している。

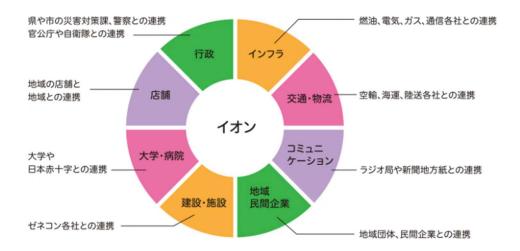
2023年2月末時点における防災拠点化割合は27.2%(158モール中43モール)となっており、今後も地域毎に想定される様々な災害を踏まえ、各モールに必要な設備を検討・導入し、災害に強く早期に営業を再開できる店舗・施設を増設していく予定である。

#### イ. 地方自治体との防災協定締結割合の拡大

イオングループの店舗では災害などが発生した際も地域の一員として行動することを基本としており、地域行政等との協力支援を規定した防災協力協定の締結を進めることで安全・安心な地域づくりを目指している。

2023年2月末時点でイオングループにおいては全国約780の自治体・民間企業等と約1,080の防災協定を締結しており、イオンモール国内全モールにおける防災協定締結割合は86.7%(158モール中137モール)となっている。

災害時には救援物資や避難場所として駐車場スペースを提供し、平時より連絡窓口の共 有や共同での防災訓練を実施する等、地域の防災活動に協力し継続的に連携強化を進めて いる。



図表 19 イオングループ防災協定締結先19

<sup>19</sup> 出典:イオン株式会社ホームページ



#### (2) 地域環境への影響が限りなくゼロに近い社会実現にむけて

ネ	ネガティブ・インパクトの低減		
SI	SDGs との関連性		
	SDGs 目標	「12. 持続可能な消費と生産」「13. 気候変動」「15. 陸上資源」	
	SDGs ターゲット	12. 5、13. 1、15. 1	

#### インパクト領域

「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」

#### 本テーマが創出するインパクト

- ・脱炭素社会の実現
- ・生物多様性の保全
- ・ 資源循環型社会の実現

### 対応方針、目標及び指標 (KPI)

	対応方針(a)	脱炭素社会の実現
	目標	ア. CO <sub>2</sub> 排出量(Scope1、2)総量削減
		(2030 年:2018 年比 35%削減、2040 年:ゼロ)
		イ. SBT 認定の取得(Scope1、2、3)
	指標(KPI)	ア. CO <sub>2</sub> 排出量(Scope1、2)実績値、2018 年比削減率
		イ.SBT 認定取得状況、CO2排出量(Scope3)実績値
	対応方針(b)	生物多様性の保全
	目標	いきもの共生事業所認証(ABINC)モール数の拡大
	指標 (KPI)	いきもの共生事業所認証(ABINC)モール数
	対応方針 (c)	資源循環型社会の実現
	目標	2030 年までにリサイクル率 70%を達成(サーマルリサイクルを除
		<)
	指標(KPI)	リサイクル率 (サーマルリサイクルを除く)

#### (a) 脱炭素社会の実現

#### (i) 対応方針と目標に対する評価

#### ア. CO<sub>2</sub>排出量 (Scope1、2) 総量削減

イオンモールは、「イオン脱炭素ビジョン」に基づき、2040年までに国内のイオンモール事業より排出される CO<sub>2</sub> 排出量(Scope1、2)総量ゼロを目指し、中間目標として 2025年までに国内全てのイオンモールの使用電力を 100%再生可能エネルギーへ切替ることを掲げている。日本政府が掲げる 2050年カーボンニュートラルを前倒しで達成 する方針であり、同業他社と比較しても高い目標水準である。

#### イ. SBT 認定の取得 (Scope1、2、3)

イオンモールは SBT イニシアチブに対しコミットメントレターを提出し、「Scope1、2 は 1.5  $\mathbb{C}$  水準、Scope3 は 2  $\mathbb{C}$  を十分に下回る水準」での削減目標に関する SBT 認定取



得を目指しており、科学的根拠に基づく目標を設定する方針である。

- (ii) 目標達成に向けた取り組み
- ア. CO<sub>2</sub>排出量 (Scope1、2) 総量削減
- イ. SBT 認定の取得 (Scope1、2、3)

CO2排出量(Scope1、2)のうち Scope2が約9割を占めるイオンモールにおいて、再生可能エネルギーの導入を推進していくことは、2040年までにCO2排出量(Scope1、2)総量ゼロを達成するための重要な施策の一つである。しかしながら、日本国内における再生可能エネルギー自給率は低い状況にあり、イオンモールでは各地域と連携し、創エネルギーに積極的に取り組むことで、再生可能エネルギーの導入を推進している。

これまでイオンモールでは太陽光発電設備及び EV 充電器の設置等を推進してきたが、 今後は各地域での再生可能エネルギー直接契約の推進も実施していく方針である。

2022 年 9 月より国内最大規模のオフサイトコーポレート PPA となる「イオンモールまちの発電所」(全国に分散する約 1,390 ヶ所、合計出力規模約 120MW (一般家庭の約 30,000 世帯分の電力使用量に相当)の低圧・分散型太陽光発電設備で発電した電力を日本国内の50 モールに自己託送方式によって供給するプロジェクト)が開始されている。2023 年度からは営農型太陽光発電 (ソーラーシェアリング)の採用も開始し、再生可能エネルギーの普及のみならず、農地の上にソーラーパネルを設置することで耕作放棄地の計画的・効率的な利用や地域経済の活性化にも取り組んでいる。

図表 20 (左) 低圧・分散型太陽光発電設備20、(右) ソーラーシェアリング21





「まちの発電所」の調達網の拡大を進めるとともに「大型蓄電池」の導入を進め、洋上風力等の新たな電源確保に着手することも計画している。

また、ソーラーカーポートの設置やバイオガス発電にも取り組むことで、創エネルギーの推進を予定している。2023年4月に開店したイオンモール豊川では、商業施設のソーラーカーポートでは最大級となる1,300kW(一般家庭の約350世帯分に相当)の発電容量をもつ大規模なカーポートを設置、今後全モールへのソーラーカーポートの設置拡大を予定している。また同モールでは、「バイオガス化システム」を導入し、施設内で発生する食品生ゴミで「バイオガス」を生み出しエネルギーとして活用している。

- 23 -

<sup>20</sup> 出典:イオンモールプレスリリース21 出典:イオンモールプレスリリース



周辺に大きな建物がない自然あふれる豊川市の特徴を活かし、心地よい風が吹く春や秋には全長約500mを越える建物内を自然換気し、快適な温度を実現する省エネルギー設計を採用、高窓を開放することで自然換気を促進、各フロアに設置した AI カメラが館内の混雑状況を認知し、館内空調をコントロールしている。

空地·耕作放棄地等:太陽光発電 ### 農地:営農型太陽光発電 パイオマス発電 大型蓄電池 大型蓄電池 小型水力発電 力発電 大型蓄電池 地域のエネルギーの EVT 需要管理を実施 -JL (燃料雷池) 戸建 再エネ電力供給 :EV移動+放電 :EV給電(平時·有事)

図表 21 地域とともに再生可能エネルギーを創出するイメージ図22

また、「V (Vehicle) 2AEONMALL」は、家庭内で発電した電力をイオンモール駐車場の放電スポットにて放電することで顧客に対しては WAON ポイント (30分間の放電に対して24ポイント)を付与する仕組みである。2023年5月より関西エリアの堺鉄砲町、堺北花田・橿原の3店舗において各2台のEV充電器が設置され、今後は全国展開を予定しており、地域の顧客とともに地産地消の再生可能エネルギーを創出し、施設内で地域の脱炭素社会実現を目指している。



図表 22 V2AEON MALL<sup>23</sup>

22 出典: ESG REPORT 2022 23 出典: ESG REPORT 2022



イオンモールでは地産地消の再生可能エネルギー発電を推進するために上記の通り調 達網の拡大を図り、地域の脱炭素社会実現を目指す方針である。

#### (b) 生物多様性の保全

#### (i) 対応方針と目標に対する評価

イオングループでは、生物多様性の保全を目指し、2010年「イオン生物多様性方針」を 策定している。

店舗開発時には周辺の自然環境や生態系に及ぼす影響を出来る限り少なく留めるため、生物多様性評価や環境負荷軽減策を立案する等、生態系の保全と創出に配慮している。その一環として、イオンモールでは 2013 年度より「いきもの共生事業所認証」を取得し、店舗における生物多様性の保全状況に関し客観的な評価を受けている。「いきもの共生事業所認証」は、オフィスビルや商業施設の持続可能な土地利用に関し、「一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ」が開発した「いきもの共生事業所推進ガイドライン」の考え方に従い、「生物多様性に貢献する環境づくり」「生物多様性に配慮した維持管理」「周囲の人々とのコミュニケーション」「地球の希少種の保全への取り組み」などを「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会(ABINC)」が評価する制度である。

#### (ii) 目標達成に向けた取り組み

2015年に認証取得したイオンモール多摩平の森では、ビオトープの設置や雨水を浸透・ 浄化することができる「雨の庭」の設置、敷地内の雨水をすべて地中に浸透させる設計を 取り入れている。2022年3月に認証取得したイオンモール羽生では、屋内外に3つの公 園を設置し、羽生市、加須市、行田市、鴻巣市の4市及び各市で活動されている諸団体と 連携して、埼玉県北部の緑豊かな自然の魅力を広めることを目的に、県内の植物の展示や 紹介ブースを設置するなど、農業体験や天体観測など自然環境に触れる機会を提供してい る。

イオンモールでは、店舗開発の際に周辺の自然環境や生態系に及ぼす影響の低減に努めるとともに、地域と連携をしながら生物多様性の保全を進めていく方針である。

#### (c) 循環型社会の実現

#### (i)対応方針と目標に対する評価

イオンモールでは廃棄物の削減に取り組むとともに、再利用の仕組みを構築し、循環型 社会の実現を目指しており、「サーキュラーモール」となることを目指し、顧客、専門店、 地域社会とともに取り組みを進める方針である。イオンモールでは、「サーキュラーモール」 とは、モールの集積・規模を活かしながら、お客さま・専門店・地域社会との共創により 循環型社会を実現することであると定義している。



図表 23 サーキュラーモールイメージ24

2021 年度の国内直営店でのリサイクル率実績は 92.7%であり、サーマルリサイクルを除くリサイクル率は 59.3%となっている。サーマルリサイクルは、焼却時の熱量をエネルギーとして利用できるメリットがある一方で、焼却時の  $CO_2$  排出等の課題もあることから、廃棄物焼却までの過程で 6Rs (①Rethink②Reduce③Reuse④Recycle⑤Repair⑥Returnable)の推進により、廃棄物量を削減することは循環型社会実現のために重要な取り組みである。

#### (ii) 目標達成に向けた取り組み

リサイクルの推進にあたっては、サーキュラーエコノミーの概念を取り入れ 6Rs を推進し、廃棄物について 18 種類に分類してリサイクルを実施している。各モールにおいて、専門店で各品目を計量し、軽量済みのシールを貼り、品目ごとの保管場所にまとめて廃棄するシステムを導入し、品目ごとにリサイクル率を集計している。

項目別排出量とリサイクル率 生ゴミ 100.0% 12,727t 96.3% 10 紙類 1,971t 段ポール 23,086t 100.0% 11 粗大ゴミ 413t 80.7% 12 その他不燃ゴミ 维齐 19.846t 82.3% 1.360t 69.3% 廃プラスチック 3,540t 13 94.2% 97.9% 蛍光灯 13t ペットボトル 511t 100.0% 14 廃電池 23t 95.4% ピン 294t 94.8% 15 ワリバシ 73t 99.2% 100.0% 16 廃アルカリ・剥離剤 16.4% 17 87.8% 発泡スチロール 144t 100.0% 汚泥 5.686t 廃油 1,823t 100.0% 廃エンジンオイル Ot 乗線出なし

図表 24 項目別排出量とリサイクル率25

24 出典:同社ホームページ 25 出典:ESG DATABOOK 2022



また、イオンモールアプリの「サステナアクション」機能を活用し、参加専門店でのイートイン・テイクアウト時にカトラリー類(スプーン・フォーク・ストロー・お箸など)を辞退された顧客に、エコチケットをお渡しする「NOカトラリーアクション」の取組を実施している。



図表 25 食品リサイクルループイメージ26

加えてTHE OUTLETS KITAKYUSHUでは、まだ食べられる食品の廃棄を無くし、環境負荷を減らすことを目的に、食べ残しの持ち帰り及び持ち帰らない場合にはバイオ式コンポスターにて堆肥化する取り組みを実施している。食べ残しと飲食店舗から排出される生ゴミを堆肥化し、近隣の農園でトウモロコシなど野菜の栽培を通して、堆肥が作物に与える作用(味・見た目への影響)を調査し、今後は収穫した農作物を専門店でメニュー化するなどの「食品リサイクルループ」の実現に向けた取組を実施していく予定である。イオンモール白山では白山市を拠点に廃棄物処理事業に取り組む「トマスク・アイ」にてイオンモール白山で出た生ゴミ全てを堆肥化し、堆肥は近隣の「安井ファーム」に販売され、ブロッコリーが栽培されている。今後はブロッコリーに加えてお米の生産にも活用される予定であり、他モールにおいても「食品リサイクルループ」の取り組みを推進し、生ゴミのリサイクル率向上を図っていく方針である。

<sup>26</sup> 出典:同社ホームページ



#### (3) ダイバーシティ・働き方改革

ホ	ポジティブ・インパクトの増大/ネガティブ・インパクトの低減		
SI	SDGs との関連性		
	SDGs 目標	「3. 保健」、「5. ジェンダー」、「8. 経済成長と雇用」	
	SDGs ターゲット	3. 4、5. 5、8. 5	

#### インパクト領域

「保健・衛生」「雇用」「包摂的で健全な経済」

#### 本テーマが創出するインパクト

・従業員の健康保持・増進による従業員の活力向上や生産性向上

ア. 女性管理職比率

ダイバーシティの推進

対応方針、目標及び指標 (KPI)

指標(KPI)

#### 

イ. ローカルスタッフの GM 就任人数、海外トレーニー制度利用者

イオンモールでは、多様性と創造性、変革力を備えた人材の成長こそが、めざす姿の実現につながると考え、教育研修、ダイバーシティ経営、健康経営を推進している。2022年5月には経営理念に基づき、「人材・組織ビジョン」を制定し、人材成長に向けての戦略として「グローバル人材の育成」「デジタル人材の育成」「ダイバーシティ経営の推進」「健康経営の推進」を掲げている。

数、グローバル人材コース人数

図表 26 イオンモール人材・組織ビジョン27

人材・組織 ビジョン	求める人材像 Life Design Producer  ① 相手よい、地域よい、未来よしの視点で自己表現できる人材 ② 「つなぐ」を創造し、育む人材	求める組織像 革新し続けるプロフェッショナル集団 ① 常に「お客さま」を創造し、 新たな事業領域を拓く組織 ② 「つなぐ」を広げ、深められる組織
	③ 自分の個性を活かし、「自己のありたい姿」を描ける人材	③ 一人ひとりを尊重し、能力を最大限に発揮できる組織風土
人事 基本方針	<ul> <li>お客さまや地域・社会への貢献につなげるため、挑戦を後押しする環境を整える</li> <li>組織の成長と個人の成長を両立させるため、一人ひとりの可能性を信じ拡げる</li> <li>長く安心して働ける環境を整えるため、多様性やライフプランを尊重したさまざまな選択肢を用意する</li> </ul>	

27 出典: INTEGRATED REPORT 2022



図表 27 人的資本の価値を高める主な戦略28



#### (a) 健康経営の推進

#### (i) 対応方針と目標に対する評価

イオングループとして 2016 年に「イオン健康経営宣言」を発表し、イオンモールでは 2022 年 8 月に「イオンモール健康経営行動指針」を策定(図表 28 参照)し、社内外へ発信をしている。従業員の健康があってこそ、地域のお客さまに健康と心の豊かさをもたらすサービスを提供できるとの考えのもと「健康経営」を推進している。

同社は、「健康経営優良法人(大規模法人部門)」に 2020 年より 4 年連続で認定されており、上位 500 法人のみに冠される「ホワイト 500」認定を目指している。健康経営優良法人認定制度における評価項目は、経営理念・方針、組織体制、制度・施策実行、評価・改善、法令遵守・リスクマネジメント等多岐にわたり、相対的に高い評価を得るためには、自社の取組を強化する必要がある。

図表 28 イオン健康経営宣言、イオンモール健康経営行動指針29

#### イオン健康経営宣言 イオンは、従業員と家族の健康をサポートします。 そして、従業員とともに 地域社会の健康とハピネスを実現します。

#### <イオンモール健康経営 行動指針>

- ①健康診断の実施および健診結果に基づくフォローアップを 通じ、疾病予防に努めます。
- ②ストレスチェックおよびメンタルヘルスケアの取り組みを継続的に行い、心の健康づくりに努めます。
- ③「サービス残業・長時間労働撲滅宣言」ならびに「ハラスメント防止規則」を遵守し、心理的に安全な組織風土、活力ある 職場の醸成をはかります。
- ④従業員一人ひとりのヘルスリテラシーを高め、Life Design Developerとして、地域社会に心と身体が健康になる豊か な暮らしを提供します。

<sup>28</sup> 出典: INTEGRATED REPORT 2022 29 出典: INTEGRATED REPORT 2022



#### (ii) 目標達成に向けた取り組み

イオンモールは、管理本部長を健康経営の最高責任者とする図表 29 の体制で健康経営を推進している。管理本部長を議長とする「幕張本社衛生委員会」では、健康経営の施策を含む安全・衛生に関する事項や、職場環境の改善に関する審議を行っている。また、各部署では月 1 回職場環境改善ミーティングを実施し、会社全体で健康経営の意識醸成や、日々働き方の改善に努めている。

適正な労働時間管理・休暇取得や健康診断の二次検査受診率等について KPI を設け、進 捗管理を行っている他、従業員が誰でも気軽に保健師に相談できる「イオンモール保健室」 の設置や正規従業員だけでなくフレックス従業員(パートタイマー)も取得できる「きら きら休暇制度」の導入等を実施している。

役職	担当者	役割
最高健康責任者	管理本部長	健康経営の最高責任者 健康経営宣言の社内外への発信
健康推進責任者	人事統括部長	健康経営推進の実施責任者 健康経営の体制構築
健康推進担当者	人事部長 人事部マネージャー 人事・総務担当者	各関連機関と連携した施策の企画・実践 各事業所の支援
健康推進リーダー	各拠点ゼネラルマネージャー・部長	事業所・部署の健康経営の責任者 従業員の健康診断の受診・健康施策への取り組み推進
健康推進サブリーダー	各拠点オペレーションマネージャー・マネージャー・担当 部長	事業所・部署の健康管理の責任者 健康診断受診の徹底、健診事後措置の勧奨等具体的な声 掛け

図表 29 健康経営の推進体制30

図表 30 健康経営に関する進捗状況31

項目	KPI	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
定期健康診断受診率	100%	99.8%	100%	99.9%	99.5%	99.8%
二次検査受診率**1	100%				34.6%	44.6%
特定保健指導受診率	100%	13.1%	4.8%	9.8%	7.9%	21.7%
喫煙率	16%以下	23.3%	22.4%	21.1%	19.6%	15.4%
ストレスチェック受検率	100%	96.7%	96.6%	95.9%	98.5%	96.2%
年間総実労働時間	2,000時間以下	2,045時間	2,044時間	2,025時間	2,018時間	1,998時間
健康経営度調査	ホワイト500取得	調査票提出	調査票提出	優良法人認定	優良法人認定	優良法人認定

#### ※1 二次検査受診率…有所見者(要再検査・要精密検査・要治療者)のうち受診が必要と産業医が判定した者の受診率

#### (b) ダイバーシティの推進

「お客さま第一」の基本理念を実現するためには多様な人材による異なる視点からの意見を積極的に交わすことで創造的なアイディアが生まれるとの考えのもと、性別や年齢、国籍、心身の障がい有無に関わらず、また子育でや介護などのライフステージに変化が生じた場合も柔軟な選択肢を準備し働きやすい職場環境を整えることでダイバーシティを推進している。また、「従業員の『考え』を聴き、『心』を知り、従業員を活かす」との人事の基本理念を掲

31 出典: INTEGRATED REPORT 2022

<sup>30</sup> 出典:同社ホームページ



- げ、従業員が活き活きと活躍できる職場環境づくりに取り組んでいる。
  - (i) 対応方針と目標に対する評価、指標(KPI)設定の考え方

#### ア. 女性管理職比率向上

イオンモールでは、「社員一人ひとりが LIFE Design Producer としてライフステージに関わらず働き続けることができる。管理職としても活躍できる。」ことを女性活躍の目指すべき姿とし、2025 年度女性管理職比率 30%を目標にチャレンジ意欲の醸成や会社・上司による支援体制強化のための取り組みを実施している。2022 年 10 月に厚生労働省が実施した調査結果によると日本の課長級以上の管理職に占める女性の割合は12.7%、独立行政法人労働政策研究・研修機構が2023 年 3 月に公表した管理職に占める女性の割合は13.2%と世界各国と比べ低い水準にあり、日本政府では「日本経済の今後の成長のためにも企業における女性登用を加速化させることは喫緊の課題」としている。

項目	KPI
女性管理職比率	30.0%
男性育児休暇取得率	100%
有給休暇取得率	60%
有給休暇取得日數	_
障がいをもつ従業員の割合	2.50%
新卒採用人数 (男性/女性)	_
離職率(自己都合)	_

図表 31 ダイバーシティ推進に関するデータ (単体) 32

2020年度	2021年度	2022年度
18.1%	19.4%	20.4%
53.5%	100%	100%
58%	62%	55%
10日	11 日	11 日
2.14%	2.17%	2. 20%
53人 (25/28)	65人 (30/35)	74人 (37/37)
3.1%	3.9%	4.1%

#### イ. グローバルで活躍する人材育成の推進

イオンモールでは、グローバルで活躍する人材育成を人的資本経営の重要な1つの柱 として据え、具体的にはグローバルで活躍できる国内従業員と海外モールのローカルス タッフ育成を掲げている。

国内従業員への育成に関しては 2018 年度より「海外トレーニー制度」及び「グローバル人材コース」研修等を設定している。尚、海外勤務においては、ローカルスタッフのマネジメントが重要であることから、国内モールの責任者であるゼネラルマネージャー (GM) あるいは本社部門での約 10 年の勤務経験を必要としている。

国内従業員に対する「海外トレーニー制度」では、最短4年目より実際の赴任に近い 形式で約1年間の海外実務を経験可能であり、「グローバル人材コース」ではグローバ ルな視野を養い、様々なバックグラウンドを持つ部下をマネジメントするマネジメント 力、行動力、コミュニケーション力等を習得すべく集合研修や海外モールにて現地ロー カルスタッフと協同する研修を設定している。総務省では、グローバル人材について、 「日本人としてのアイデンティティーや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊 かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材」と定義している。グローバル人材に求められる知識、

\_

<sup>32</sup> 出典:有価証券報告書(2023年2月期)



能力、経験は多岐にわたっており、一つの評価指標で計ることが難しいことから、グロ ーバル人材育成に必要な施策としてイオンモールが位置付けている「海外トレーニー制 度」及び「グローバル人材コース」の人数を指標(KPI)として採用した。

また、海外モールにおいては各国で人材育成に注力するとともにローカルスタッフの 幹部職位への登用を積極的に進めている。ローカルスタッフの育成にあたっては、「お客 さま第一」の理念を理解した上でモールの清潔感や安全性などのイオンモールのこだわ りを伝えることで、現地の皆さまに支持されるモールづくりに取り組んでいる。今後は、 ローカルスタッフが日本で勤務して経験を積み、その経験や気づきを現地に持ち帰り活 かす取り組みを目指している。ローカルスタッフの育成の進捗度を一つの評価指標で計 ることは難しいことから、育成が進捗した成果である「ローカルスタッフの GM 就任人 数」を指標(KPI)として採用した。

#### (ii) 目標達成に向けた取り組み

#### ア. 女性管理職比率向上

同社ではチャレンジ意欲の醸成や会社・上司による支援体制強化のため、図表 32 の 通り女性管理職比率向上に向けたさまざまな取り組みを実施している。ライフステージ を見つめ直すためのキャリア面談も開始し、ライフステージに変化の起きやすい28歳、 業務の中核を担う35歳、経験を積み考え方の幅が広がる42歳をポイントととらえ特に 女性の場合は 28 歳を迎えたタイミングでの面談を強化し、中長期的なキャリア形成を 考える機会とすべく管理職のロールモデルを提示している。キャリア面談においては、 個人の想いを受け止め、それぞれが抱えている不安を払拭し、今後の進路をともに考え ることで経営理念を具現化する人材の発掘・育成・配置に活かしている。育児時短勤務 の女性社員の割合は約12%であるが育児時短勤務者もマネジャーとして活躍すべく、マ ネジャー2名体制等、柔軟な対応を図っている。

図表 32 女性管理職比率向上に向けた取り組み33

#### 2025年度に向けた取り組み

- ●管理職一歩手前における動機づけ
  - ・上位職へのマインドセットを変える研修の実施
- ●多様な管理職ロールモデルの輩出・周知
  - ・時短勤務管理職を配置した「モデルモール」運用
- ●産前~復職前のフォローアップ
  - ・女性従業員への面談などによる動機づけ
  - ・男性従業員の育休取得促進
- ●管理職の部下育成スキルの向上
  - ・ミドルマネジメント層向けの部下育成研修の実施

<sup>33</sup> 出典:INTEGRATED REPORT 2022



#### イ. グローバルで活躍する人材育成の推進

2022 年は 14 モールにおいてモールの責任者である GM に就任しており、今後もローカルスタッフのキャリアアップのための研修や人事評価制度の導入、人材育成への注力を予定している。中国では、中国全土で共通のプログラムを実施するだけではなく、エリア毎に研修を実施し、優れた内容は他店舗においても水平展開し、日本の社員との合同研修等も実施しモチベーション向上に努めている。

また、2018年度より設定しているグローバル人材コースに加え、2022年度より若手 社員向けの「グローバルマインドセット研修」を新設し、海外で働きたいとの意欲をも って入社した若手社員のモチベーション維持向上を図り、マネジメント層向けには、異 文化に触れることでキャリア選択の候補に海外を選択してもらう為の準備として「異文 化コミュニケーション研修」を新設している。

図表 33 海外人材育成プログラムと体制34

図表 34 人材育成体系35



<sup>34</sup> 出典:INTEGRATED REPORT 2022 35 出典:INTEGRATED REPORT 2022



#### (4) 人権の尊重

ポジティブ・インパクトの増大/ネガティブ・インパクトの低減			
SDGs との関連性			
	SDGs 目標	「8. 経済成長と雇用」「16. 平和」	

#### インパクト領域

「雇用」「包摂的で健全な経済」「人権」

SDGs ターゲット 8.5、8.8、16.b

#### 本テーマが創出するインパクト

人権が尊重される社会の実現

#### 対応方針、目標及び指標 (KPI)

対応方針		人権デュー・ディリジェンスの実施
	目標	ア. 人権デュー・ディリジェンスの実施範囲の拡大
		イ. デュー・ディリジェンスの実施継続及び特定した課題の是正
	指標(KPI)	ア. デュー・ディリジェンスの実施範囲
		イ. デュー・ディリジェンスの実施状況

#### (i) 対応方針と目標に対する評価及び指標(KPI)設定の考え方

イオンでは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」ことを基本理念とし、2014年9月に「イオン人権基本方針」を策定した。イオンモールにおいても「イオン人権基本方針」を踏襲し、すべての人に対して人権が尊重されている社会を目指している。

「イオンの人権基本方針」において、人権デュー・ディリジェンスの実施をコミットしており、同社では2020年よりデュー・ディリジェンスを開始し、2021年度はバリューチェーンの上流(建設関係の一次サプライヤー)を中心にデュー・ディリジェンスを実施した。今後は、人権デュー・ディリジェンスの実施範囲を下流の委託先や専門店へ拡大し、人権リスク軽減のためのPDCAサイクルを確立することで定常的に人権リスク低減に取り組んでいく方針である。

 
 大リューチェーン
 用地取得
 事業企画
 用地開発
 販売賃貸

 一次取引先
 専門店
 保守管理会社

 一次取引先
 設計会社
 お客さま

 二次取引先
 地域社会
 二次サプライヤー (建設関係)
 専門店の サプライヤー

図表 35 人権デュー・ディリジェンス実施範囲36

36 出典:INTEGRATED REPORT 2022



経営への報告と監督 リスク評価と影響特定 負の影響の検討、軽減措置の検討 持続可能な取引のためのガイドライン 事業および取引が人権に与える影響の特定、 特に影響の大きいものを重点課題ととらえ対 リスク評価を実施 応や予防是正措置、推進体制など軽減のため の対策を検討 Plan Do 人権基本方針 情報公開 取組効果の検証 Action Check ●統合報告書、ESGデータブックなどでステー ●ガイドラインをもとにパリューチェーン全体で クホルダーに取組の公表・報告 遵守状況の確認 ●活動内容の見直しと改善働きかけ(パリュー

図表 36 人権デュー・ディリジェンス実施後の PDCA サイクル37

#### (ii) 目標達成に向けた取り組み

イオンモールでは「人権についての取組方針」及び「持続可能な取引のためのガイドライン」を策定し、お取引先さまに向けてオンラインで説明会を実施(建設関係のお取引先さま対象:2021年12月、専門店企業対象:2022年6月)し、方針・ガイドラインの遵守を依頼している。また、2021年度はバリューチェーンの上流(建設関係の一次サプライヤー)を中心に人権デュー・ディリジェンスを実施しており、是正措置及び今後の取組内容は図表37の通りである。

今後も、人権デュー・ディリジェンスの実施範囲拡大によるリスクの可視化を進めるとと もに、予防・是正措置の具体化や見直し、施策の実効性評価を繰り返すことで、人権リスク 低減に取り組んでいく方針である。

図表 37 人権デュー・ディリジェンス (上流) による是正措置及び今後の取組内容38

対象範囲	対象範囲の説明	是正措置・今後の取り組み
職場における人権	私たちにとって最も大切な資産はイオンピープルです。従業員が能力を最大限に発揮できるよう、安心安全で働きやすい職場環境を構築します。例えば職場の労働安全衛生や、ハラスメントと虐待についての実態把握を行い、問題が認められた場合には速やかな改善が必要です。	・総労働時間削減のための施策の実行 ・休暇取得促進 ・コンプライアンス部の新設 ・人権に関する定期的な教育の実施 ・メンタルヘルスに関する教育の実施
取引先との関係における人権	私たちは、公正な取引を通じ、対等なパートナーとしてお互いの繁栄をめざします。例えば贈収賄防止によって、人権侵害への加担・負の影響の助長を防ぐ必要があります。また、サプライチェーンの透明性を確保することで、人権侵害リスクの低減を図っていく必要があります。	<ul><li>・社内での定期的な贈収賄リスク調査およびリスク洗い出し</li><li>・お取引先さまに対する基本姿勢についての教育</li><li>・持続可能な取引のためのガイドライン策定と、説明会実施などによる社内外への浸透</li></ul>
地域社会との 関係における人権	私たちは、企業市民として、地域社会の発展と生活文化の向上に貢献 します。贈収賄防止に取り組み、人権問題を悪化させないこと、さら に調達慣行における人権リスクに配慮し、地域社会との健全な関係を 築くことなどが必要です。	・社内での定期的な贈収賄リスク調査およびリスク洗い出し ・持続可能な取引のためのガイドライン策定と、説明会実施などによる社内外への浸透
お客さまとの 関係における人権	私たちは安心安全な商品やサービスを提供しすべてのお客さまに対 して公平・公正に接します。	・人権に関する定期的な教育の実施 ・個人情報を保護するための教育の実施

<sup>37</sup> 出典: INTEGRATED REPORT 2022 38 出典: INTEGRATED REPORT 2022



#### 3-2. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下のとおり確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びイオンモールのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

#### ① 多様性: 多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、イオンモールのバリューチェーン全体を通して、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。 各KPIが示す4項目のインパクトは、以下のとおりそれぞれ幅広いインパクト領域に亘っている。

- (1) 地域・社会インフラ開発:「包摂的で健全な経済」に係るポジティブ・インパクト
- (2) 地域環境への影響が限りなくゼロに近い社会実現にむけて:「土壌」「生物多様性と生態系サービス」「資源効率・安全性」「気候」「廃棄物」に係るネガティブ・インパクト
- (3) ダイバーシティ・働き方改革:「保健・衛生」「雇用」「包摂的で健全な経済」に係るポジティブ及びネガティブ・インパクト
- (4) 人権の尊重:「雇用」「包摂的で健全な経済」「人権」に係るポジティブ及びネガティブ・インパクト

また、これらをバリューチェーンの観点から見ると、例えば製造段階では生物多様性の保全、流通段階では地域社会の安全・安心対策強化、廃棄段階では資源循環型社会の実現、 そして全段階に亘る脱炭素社会の実現、健康経営の推進、ダイバーシティの推進等が挙げられる。

#### ② 有効性:大きなインパクトがもたらされるか

イオンモールは、日本のみならず海外を含めて約200の施設運営を行っており、その運営規模は大きい。この運営規模において温室効果ガス(Scope1, 2)の排出総量を2040年にゼロにするなどの目標は、社会に対して大きなインパクトをもたらすと考えられる。また、国内全てのモールを対象に防災拠点化を進めるなど、その取組範囲も大きい。

一方、人権デュー・ディリジェンスの実施など定性目標の設定にとどまるKPIもあり、今後 さらなる中長期的な定量目標の設定が望まれる。

#### ③ 効率性:投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

イオンモールは、ESGに関する課題のうち、同社グループが特に取り組みを進めるべき重点課題として5分野10項目の「マテリアリティ」を特定し、代表取締役社長を委員長、社内取締役及び常勤監査役をメンバーとする「ESG推進委員会」を経営会議の下部組織として設置、隔月の頻度で開催して議論を行っている。本ファイナンスの各KPIが示すインパクト



は、主として同社の特定したマテリアリティに係るものであり、本ファイナンスの後押しによってインパクトの効率的な発現・抑制が期待される。本ファイナンスのエンゲージメントを通じて、経営計画へのサステナビリティの統合やサステナビリティ推進体制の強化が、今後さらに進んでいくことが望まれる。

④ 倍率性:公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

各KPIが示すインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性:追加的なインパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、以下にリストアップしたとおり、SDGsの17目標及び 169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

(1) 「地域・社会インフラ開発」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 11: 住み続けられるまちづくりを

- ターゲット 11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- (2) 「地域環境への影響が限りなくゼロに近い社会実現にむけて」に係る SDGs 目標・ターゲット



#### 目標 12: つくる責任 つかう責任

**ターゲット 12.5** 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



#### 目標 13:気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1** 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性 (レジリエンス) 及び適応の能力を強化する。



#### 目標 15: 陸の豊かさも守ろう

**ターゲット 15.1** 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。



(3) 「ダイバーシティ・働き方改革」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標3:すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.4** 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。



目標 5: ジェンダー平等を実現しよう

**ターゲット 5.5** 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、 完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標8:働きがいも 経済成長も

**ターゲット 8.5** 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

(4) 「人権の尊重」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標8:働きがいも 経済成長も

**ターゲット 8.5** 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

**ターゲット 8.8** 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある 労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



目標 16: 平和と公正をすべての人に

**ターゲット 16.b** 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



#### 4. モニタリング方針の適切性評価

三井住友信託銀行は、イオンモールの事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避、低減されていることを、継続的に少なくとも年1回モニタリングする。本PI評価の契約にあたっては、インパクトを生み出す活動やKPI等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することをイオンモールに要請している。イオンモールの各種開示情報等を確認することにより、目標達成に向けた進捗度合い及び取り組みをモニタリングし、その結果について三井住友信託銀行グループのホームページに開示していく。各KPIに係る目標については、本PI評価に基づくファイナンスの契約期間後の目標年度までの施策や、契約期間中に目標年度が到来した場合の後続目標の設定状況等についても確認する。イベント発生時においては、イオンモールから状況をヒアリングし、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。

本 PI 評価に基づくファイナンスの資金提供者となった三井住友信託銀行以外の金融機関等は、上記モニタリング結果について三井住友信託銀行グループのホームページで確認することができる。当該金融機関等は、モニタリング結果の確認を踏まえ、必要に応じ自らの判断においてイオンモールと直接エンゲージメントを行う。

なお、モニタリングの結果、①本 PI 評価の前提となるイオンモールのサステナビリティ活動に重大な影響を与える事象(サステナビリティ方針・推進体制の変更、マテリアリティの変更、M&A 等の発生、規制等の制度面の大幅な変更、天災や感染症蔓延等の異常事象等)が認められた場合、②①及びその他の要因により本 PI 評価で選定されたインパクトに変更が生じた場合、あるいは③KPI・目標に変更が生じた場合、本 PI 評価の内容は更新される。

JCR は、以上のモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に 照らして適切であると評価している。

#### 5. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCR は上記 2~4 より、本 PI 評価において、SDGs に係る三側面(環境・社会・経済)を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析(インパクトの特定・評価・モニタリング)が、十分に活用されていると評価している。



### IV. PIF 原則に対する準拠性等について

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備 状況、並びにイオンモールに対する PI 評価について、以下のとおり確認した結果、PIF 原則に おける全ての要件に準拠していると評価している。また、本 PI 評価は「インパクトファイナン スの基本的考え方」と整合的であると評価している。

#### 1. PIF 第 1 原則 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネス	本 PI 評価は、三井住友信託銀行がイオンモ
のための金融である。	ールのポジティブ・インパクト・ビジネスを
	支援するための PIF を実施する枠組みと位
	置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面(経済・環	本PI評価に基づくファイナンスでは、経
境・社会) に対する潜在的なネガティブ・イ	済・環境・社会の三側面に対するネガティ
ンパクトが十分に特定、緩和され、一つ以上	ブ・インパクトが特定、緩和され、ポジテ
の側面でポジティブな貢献をもたらす。	ィブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な	本 PI 評価に基づくファイナンスは、SDGs と
評価により、SDGs における資金面の課題へ	の関連性が明確化され、当該目標に直接的に
の直接的な対応策となる。	貢献し得る対応策となる。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそ	本 PI 評価では、タームローンをはじめとす
れらを支える事業活動に適用できるよう意	る各種ファイナンスが想定されている。
図されている。	
PIF 原則はセクター別ではない。	本 PI 評価では、イオンモールの事業活動全
	体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互	本 PI 評価では、各インパクトのポジティブ・
関連性を認識し、選ばれたセクターではなく	ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側
グローバルなポジティブ及びネガティブ・イ	面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポ
ンパクトの評価に基づいている。	ジティブな側面を持つ項目にはその最大化
	を図る目標が、それぞれ設定されている。



## 2. PIF 第 2 原則 フレームワーク

2. PIF 第2原則 プレームワーク	
原則	JCR による確認結果
PIF を実行するため、事業主体(銀行・投資	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパク
家等)には、投融資先の事業活動・プロジェ	トを特定しモニターするためのプロセス・方
クト・プログラム・事業主体のポジティブ・	法・ツールを開発した。また、運営要領とし
インパクトを特定しモニターするための、十	て詳細な規程を設けており、職員への周知徹
分なプロセス・方法・ツールが必要である。	底と評価の一貫性維持に有効な内容となっ
	ている。一方、今後案件数を重ねる中で、投
	融資判断の参考となるポジティブ・インパク
	トの尺度につき具体的な基準を検討してい
	くことで、PIF としてより効果的な投融資を
	実行し得るものと考えられる。
事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定	三井住友信託銀行は、モデル・フレームワー
するための一定のプロセス・基準・方法を設	クに沿って、ポジティブ・インパクトを特定
定すべきである。分析には、事業活動・プロ	するためのプロセス・基準・方法を設定して
ジェクト・プログラムだけでなく、子会社等	おり、子会社等を含む事業活動全体を分析対
も含めるべきである。	象としている。
事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパク
性を決定する前に、一定の ESG リスク管理	ト分析に際し、UNEP FI から公表されてい
を適用すべきである。	るインパクト・レーダー及びインパクト分析
	ツールを活用している。
事業主体は、金融商品として有効な期間全体	三井住友信託銀行は、モニタリングのための
に亘り意図するインパクトの達成をモニタ	プロセス・基準・方法を確立している。
ーするための、プロセス・基準・方法を確立	
すべきである。	
事業主体は、上記のプロセスを実行するた	三井住友信託銀行には、上記プロセスを実行
め、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与	するために必要なスキルを持つ担当部署・担
えられたスタッフを配置すべきである。	当者が存在している。
事業主体は、上記プロセスの導入について、	三井住友信託銀行は、今般 JCR にセカンド・
必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者	オピニオンを依頼している。
による保証を求めるべきである。	
事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更	三井住友信託銀行は、社内規程によりプロセ
新すべきである。	スを随時見直し、適宜更新している。本第三
	者意見に際し、JCR は 2022 年 8 月改定の社
	内規程を参照している。



ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる(例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である)。

三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。

#### 3. PIF 第 3 原則 透明性

# 原則 JCR による確認結果 PIF を提供する事業主体(銀行・投資家等) 本 PI 評価に基づくファイナンス は、以下について透明性の確保と情報開示を 者意見の取得・開示により透明性 すべきである。 る。また、イオンモールは KPI と

- ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト(原則1に関連)
- ・適格性の決定やインパクトのモニター・検 証のために整備するプロセス (原則 2 に関 連)
- ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト(原則4に関連)

本 PI 評価に基づくファイナンスは、本第三 者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、イオンモールは KPI として列挙された事項につき、ウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく

#### 4. PIF 第 4 原則 評価

原則	JCR による確認結果
事業主体(銀行・投資家等)の提供する PIF	三井住友信託銀行は、本 PI 評価に基づくフ
は、実現するインパクトに基づいて評価され	ァイナンスについて、期待されるインパクト
るべきである。	を PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素(①多
	様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追
	加性)に基づき評価している。JCR は、当該
	インパクトについて第三者意見を述べるに
	際し、十分な情報の提供を受けている。



#### 5. インパクトファイナンスの基本的考え方

PIF TF の「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方を整理しているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないが、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージである。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターン を確保しようとするもの

「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスを上記の4要素を満たすものとして定義しており、本PI評価は当該要素と整合的である。また、本PI評価におけるインパクトの特定・評価・モニタリングのプロセスは、「インパクトファイナンスの基本的考え方」が示しているインパクトファイナンスの基本的流れ(特に企業の多様なインパクトを包括的に把握するもの)と整合的である。

#### V. 結論

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

(担当) 梶原 敦子・間場 紗壽



#### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブ の策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置され たポジティブインパクトファイナンスタスクフォースが纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性 に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表 示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現 時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。ま た、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負う ものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によっ て定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

ポジティブ・インパクト金融原則

資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

インパクトファイナンスの基本的考え方

#### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束す るものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありませ

■ 本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であるとそ予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク(信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等)について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見はJCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- 信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号
- EU Certified Credit Rating Agency
- NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (http://www.jcr.co.jp/en/) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

#### ■本件に関するお問い合わせ先

TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル